

移動等円滑化取組計画書

佐市交第52号  
令和6年6月27日

住 所 佐賀県佐賀市愛敬町4番23号

事業者名 佐賀市交通局

代表者名（役職名及び氏名） 佐賀市自動車運送事業管理者  
大 串 賢 一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

・当交通局が保有する乗合バス車両においては、令和5年度末時点のノンステップバス導入率は、適用除外車両である空港リムジンバス5台を除くと100%になっている。今後も通常の路線バスの更新については、ノンステップを導入し、ノンステップバス導入率100%を維持する（適用除外車両を除く）。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

①交通系ICカードを平成29年2月に導入し、IC乗継割引（平成29年10月）やIC定期券（平成30年3月）、中高生フリーIC定期券の商品化（平成30年4月）などを実施している。また、佐賀駅バスセンターでの他事業者（合計4社）間のIC乗継割引を令和6年1月20日から開始した。今後も、ICカードの特性を活かしたサービスの充実化を図る。

②令和4年8月に、路線バス10台にデジタルサイネージを設置した。このサイネージを活用し、利用者へバス運行状況（年末年始の特別ダイヤでの運行など）や行政情報の提供に努めており、今後も継続して実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・中型ノンステップバス（新車）を、令和6年度は1台、令和7年度及び8年度は3台ずつ導入する。（令和6～8年度）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン 役務編」の周知徹底	・国土交通省が策定している「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン 役務編」について、関係部署において周知徹底を図り、適切な役務の提供を継続する。(令和6年度～)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの利用方法の周知	・NPO法人が作成した「ノンステップバスの乗り方ガイド」(佐賀市交通局監修)を窓口等で配布し、車椅子利用者が抵抗なくバスを利用できることを周知する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスの乗り方教室の実施	・老人クラブや地域の自治会等、主に高齢者を対象とした乗り方教室を引き続き各年度2回実施する。(令和6～8年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・職員研修を毎年度実施し、車椅子利用者を初めとしたバス利用者への接客接遇の向上に努める。(令和6～8年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での啓発活動の実施	利用者に対し、優先席の適正利用に関して、路線バス車内での音声放送等での周知を実施している。今後も継続的に実施し、当該施設等の円滑利用の広報活動の継続に努める。(令和6年度～)